

第 16 回

熊本県議会

水俣病対策特別委員会会議記録

平成20年12月25日

閉 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

平成20年12月25日（木曜日）

午前11時1分開議

午後0時8分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 与党PT会議の結果報告について
- (2) その他

出席委員（14人）

委員	長	西岡	勝成
副委員	長	前川	收
委員		倉重	剛
委員		児玉	文雄
委員		松村	昭
委員		小杉	直
委員		早川	英明
委員		馬場	成志
委員		大西	一史
委員		氷室	雄一郎
委員		鎌田	聡
委員		吉永	和世
委員		福島	和敏
委員		重村	栄

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 村田 信一

次長 駒崎 照雄

環境政策課長 植木野 史貴

環境保全課長 福留 清秀

水環境課長 小嶋 一誠

首席環境生活審議員兼

水俣病保健課長 谷崎 淳一

水俣病審査課長 田中 彰治

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 武田 正宣

議事課課長補佐 堀田 宗作

午前11時1分開議

○西岡勝成委員長 ただいまから第16回水俣病対策特別委員会を開催いたします。

年末のお忙しい中に急遽お集まりをいただき、感謝を申し上げたいと思います。

審議に入ります前に、12月18日の与党水俣病問題に関するプロジェクトチームの会議に私が出席をしましてまいりました。会議の詳細は執行部から説明してもらいたいと思っておりますけれども、概要について御報告をさせていただきます。

今回の与党PTの会議においては、チッソ支援スキームの見直し、一時金の支払いに係るチッソ支援予算並びに分社化について議論が行われました。

私の方から、熊本県議会の分社化に対する意見について報告をいたしました。この件については、先般の委員会で御議論いただいたものを報告いたしましたものでございますけれども、1点目は、債務が確定する前に分社化を認めるのはどうかということ。2点目は、親会社が存続して責任を果たすのが筋であるということ。3点目は、患者補償の完遂と地域社会の安定のために、県議会は緊急避難的な措置としてチッソ県債発行を認めてきたが、それを根拠に県が補償債務を引き受けることは非常に不合理であること。

とはいえ、現在の膠着した状況はどうか打開しなければならず、救済策を早期実現するために、チッソや裁判を提起されている方々の理解を得る有効な手だてが必要である。このために、与党PTにさらなる御尽力を要請してまいりました。

来年1月に、園田座長がチッソと交渉されることとなっているようですが、与党PTとしては、救済策の実現は急がれるべきことであり、そのためにも、チッソが求めております分社化の検討も並行して行っていくこととなりました。

以上、報告でございます。

それでは、議題に入ります。

与党PT会議の結果報告について、執行部から報告を受けた後、質疑を行いたいと思えますが、資料1につきましては、前回の委員会で小杉委員からの御要望もありましたので、これまでの当委員会における分社化に対する各委員からの意見や執行部からの説明をもとに、私の指示により、当委員会の共通認識を持っていただくために、素案の課題を整理させたものでございます。

それでは、説明資料に基づきまして、谷崎水俣病保健課長及び楢木野環境政策課長に説明をお願いいたします。

○谷崎水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

資料の1ページをお願いいたします。

1番の12月18日に開催されました与党PTの概要につきまして、今委員長の方からお話がありましたように、改めて御報告をさせていただきます。

まず、1の(1)、①でございますが、現行のチッソに対する支援措置についてでございますが、今年度は、向こう3年間の見直しの時期に当たっております。そこで、平成21年度以降の支援措置の見直しにつきまして、県議会から強い要請をいただいております、本県から関係者に対して申し入れを行ってまいりましたが、チッソもこの申し入れを受けるとの考えが示されまして、現在関係者の間で調整が行われているとの報告が環境省からなされたところでございます。

この件につきましては、米印のところでご

ざいますが、昨日開催されました「チッソ株式会社に対する支援措置に関する連絡会議」で承認されたところでございます。その見直しの内容につきましては、後ほど資料の3のところで御説明をさせていただきます。

次に、②でございます。一時金の支払いに係るチッソ支援予算についてでございますが、園田座長の指示によりまして、救済策の進展を見込んで、チッソによる一時金の支払いが円滑に行われるよう、チッソ支援のための必要な額を平成21年度予算に計上する方向で財政当局と調整中であると報告が環境省からなされたところでございます。

米印のところですが、この件につきましては、昨日閣議決定された平成21年度政府予算案におきまして、新救済策関係事業費として26億9,500万円、このうち一時金関係といたしまして22億9,500万円が計上されております。

③でございますが、分社化につきましては、今後の交渉の中でチッソが水俣病の補償を原因者として最後まできちんとやるということが判断できれば、分社化を前向きに検討してもよいとの考えが座長より示されたところでございます。

(2)今後の進め方につきまして、与党PT直後の園田座長の発言として、来月にでもチッソ株式会社と直接交渉する、裁判を行っている方々との協議を早く進める、平成21年度中に政治決着したいということが示されたところでございます。

次のページをお願いいたします。

(3)与党PT後の関係者の反応につきましては、まず、チッソの後藤会長は、分社化の方向性が示されたことはありがたい、与党PT解決案にも前向きに取り組んでまいりたいというコメントを発表されております。

それから、与党PT案の受け入れを表明されております出水の会と芦北の会、両被害者団体につきましては、分社化について、団体

として言及すべきだということではないとしながらも、救済策実現が進展するためであればということで、容認の姿勢を示されている模様でございます。

それから、与党PT案の受け入れを拒否されております不知火患者会と水俣病被害者互助会は、分社化による原因者たるチッソがなくなってしまうのではないかという懸念から、責任逃れは許さないと抗議の姿勢を示されている模様でございます。

続きまして、2番の与党PTで示されておりました公害健康被害補償金等の確保に関する特別措置法案の要綱骨子素案の課題につきましては、先ほども委員長からも御説明がありましたように、今回、委員長の御指示によりまして、整理、作成されたものを御報告申し上げます。

特別委員会資料と右肩のところに書かれた1枚の紙がございますので、それをごらんいただきたいと思っております。

まず、1番の分社化に対する姿勢として3つのことが示されております。

(1)救済策の実現が不可欠であるということ。(2)分社化の議論そのものを否定するものではないが、現在の分社化関連法案の要綱骨子素案には問題があるということ。(3)素案に対する県議会を初め県民の懸念が払拭されることが必要であるということであります。

2番、次に、素案に対する懸念としてはどのようなものがあるかということで、大きく3つのことが指摘されております。

1点目は、患者補償に関する債務が確定しておらず、事業会社の株式譲渡益が、患者補償、それから公的債務の償還に不足する可能性がある。このため、事業会社の株式譲渡益で患者補償の支払い、公的債務の償還に不足が生じた場合の財源措置が明確にされる必要があるということ。

2点目は、新しい事業会社の株式譲渡益を

熊本県が引き受けることは、原因者負担の原則が完遂されたとは言えない。また、その債務引き受けの根拠を公的支援を行っているからという理由でなされておりますが、その点につきましては合理性を欠いている。このため、熊本県がチッソの補償債務を引き受けることになる点は容認しがたいということでございます。

3点目は、チッソが清算してなくなれば、将来提訴される裁判も含め主たる責任者がいなくなり、責任の所在があいまいとなる。また、新しい事業会社が水俣から撤退することになれば、水俣市の経済基盤の安定が損なわれる。将来にわたって患者補償や地域経済の安定のために、チッソは責任を果たす必要があるということでございます。

以上でございます。

○楢木野環境政策課長 では、3番、4番につきましては、環境政策課の方から御説明いたします。

3番目の「チッソ株式会社に対する支援措置に関する連絡会議」の概要についてでございます。

この件につきましては、そこのポツの1目にありますように、6月30日に議決されました「チッソ株式会社に対する支援の見直しに関する意見書」、この意見書は、7月に入つてすぐ、炎天下のもと、西岡委員長と前川副委員長には、関係府省を直接訪問していただきまして、お手渡しいただいたところでございますけれども、それを踏まえまして、熊本県から国に要請しておりました来年度以降3カ年のチッソ株式会社に対する支援措置の運用の見直しにつきましては、昨日、これは夕方5時半から開催されました関係府省による「チッソ株式会社に対する支援措置に関する連絡会議」というところにおきまして、本県の提案どおりの内容で申し合わせがなされたところでございます。

内容につきましては、資料2によって御説明をいたします。

資料2、「平成12年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置について」というのがタイトルでございますが、前置きは飛ばしまして、一番下の方、閣議了解中2.の(1)の「可能な範囲」は次の額とするとありますけれども、この閣議了解の2.の(1)というのは、熊本県は、チッソが経常利益から患者補償金を支払った後、可能な範囲で県への貸付金返済を行い得るよう、各年度所要の支払い猶予等を行うということで、つまり、チッソからどれだけ返していただくかという、もらえるかという可能な範囲を定めたものでございましたけれども、めくっていただきまして、これまでの算式というのがそこに書いてありますが、2つ中括弧があります。前段の40億円から(補償金支払額+租税公課+セーフティーネットへの返済額)、セーフティーネットは今発動しておりませんので、ここはゼロになっておりますので、この前半部分が1つ、それと、後半部分が、経常利益から無利子化相当額と40億円を引いて、それを2分の1するというので、表を次につけておりますけれども、この前段括弧の部分が、この表の40億円の点線というのがありますが、この下の部分に当たります。40億円から患者補償を支払い、租税公課を支払った部分の残りが公的債務返済に回るという部分が前段でございます。

後段の経常利益から無利子化相当額と40億円を引いて2分の1というのが、この点線の40億円と打ってあるところの上の部分でございまして、全体から無利子化相当額、この13.2億円分、それと、今言いました40億円の分を引いた分、つまり内部留保と公的債務返済額と書いてあります、そこのところを2分の1したものが公的債務返済額です。ということで、19年度でいいますと、今言いましたように、前段の部分が6.3億円、後段の部分が2

8.4億円で、この足した34.7億円の部分が公的債務返済に回るという数式でございました。

ただ、これが平成20年度、現行ルールになりますと、前段の部分が患者補償費24.2億円と租税公課23.4億円で、合わせますと40億円を7.6億円オーバーしてしまいます。つまり、マイナス7.6億円というのが上の算式で出てまいります。これに公的債務返済額2分の1した分、内部留保と同じ額の33.2億円を足すということになりますので、25.6億円とありますが、33.2億円の分にこの7.6億円分が食い込んでまいりまして、公的債務返済額が25.6億円になるという数式になっていたわけでございます。

これを今回、ただし書きで、下線が引いてある分ですけれども、ただし、上記算式のうち、前段部分40億円から補償金支払額と租税公課、セーフティーネットへの返済額を引いた分の値がマイナスになった場合、20年度、現行のでもいいますと、ここはマイナスの7.6億円出るんですが、その値に2分の1を乗じて算出するというので、この部分を内部留保と公的債務に折半しようというのが今回の式でございます。

結果的には、修正後のように、全体から患者補償金、租税公課、それと無利子化相当分を引いた分を2分の1するというので、租税公課の食い込みがなくなります。こういう算式にしております。

なお、平成19年度を見ていただきますとわかりますように、患者補償費と租税公課を合わせた分が40億円以内におさまりました場合は、残りは公的債務に回った方がいいもんですから、この算式を適用するのは、今言いましたように、40億円以下の分がマイナスになったときのみということで、租税公課がそれほど上がらずに患者補償と租税公課を合わせた分が40億円以内の範囲におさまる場合は、そのまま現行どおりという算式にしております。

す。

以上が今回の改正の中身でございます。

4のチッソ株式会社の経営状況についてを資料の3で御説明いたします。

これも昨日、12月24日に、チッソ株式会社より通期の業績予想について下方修正がなされました。

中身につきましては、そこに書いてありますけれども、売上高が……。

○西岡勝成委員長 済みません、おくれてこられた先生方、今、資料3の説明、チッソの決算状況について説明を行っております。

どうぞ。

○楢木野環境政策課長 今回、業績が下方修正された分の中身は、売上高が1,600億円、経常利益が90億円、当期利益30億円ということで、これは、そこに通期の業績予想の概要ということで真ん中に書いておりますけれども、参考のところに書いてありますけれども、当初、5月15日の発表のときには、経常利益が130億円の見込みでございました。それが、先日の特別委員会で御説明しましたように、11月13日付の中間決算公表時には、経常利益が110億円と20億円下方修正されたところでございますが、今回、きのうの発表でまた経常利益90億円ということで20億円の下方修正がなされております。世界的な経済不況の影響をこうむっているということでございます。

注書きに書いてありますけれども、今回の業績予想の下方修正におきましても、政府のチッソ金融支援抜本策において目標とされる経常利益、済みません、これは約40億円、約は要りませんので、済みませんがカットさせていただきたいと思いますが、40億円は上回りますので、患者補償金、年間約24億円の支払いには支障を来さない見込みでございます。

説明は以上でございます。

○西岡勝成委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かございませんか。

○鎌田聡委員 先ほど与党PTの話の中で分社化の話があったわけですが、救済策実現と分社化を何か並行して行うというような御説明があったようですが、あくまでもその救済策実現が先行されるべきであって、これを、分社化を並行して行うというふうな進め方はいかがなものかと思えます。その辺はどうなんでしょうか、やっぱりやるんですかね、並行して。

○谷崎水俣病保健課長 先ほども御説明いたしましたように、今、鎌田委員からもお話がありましたように、一応与党PTとしては、救済策の検討とそれから分社化の検討を並行してやるということですが、ただし、先ほどの資料の中で申し上げましたように、今後のチッソとの交渉の中で、チッソサイドの方の水俣病の補償を原因者として最後まできちんとやるということが判断できればということの一応条件がありましたので、その上で、与党PTとして、そういう状況を判断した上での検討が進められるのかなということで考えております。

○鎌田聡委員 条件は、そういうふうに、最後まできちんと判断できればということでしょうけれども、これが判断ができるのかどうかというのが非常に心配なんですよね。分社化に対する懸案事項でも出されておりますように、幾つかの越えなければならないハードルもありますし、特に、患者補償に関する債務がいつの時点で確定するのか、特に司法解決でしかやらないという団体もある中で、債

務確定というのは非常に時間がかかる話だと思いますが、そこの判断時期をいつごろ考えていらっしゃるのか、その辺がちょっとわかれば教えていただきたいんですが。

○谷崎水俣病保健課長 判断の時期についてはちょっと私ども想定できないんですが、まず、1月の早々にチッソサイドの方と園田座長の方が交渉を持つということでございますので、その結果の報告は、与党PTないしは座長の園田先生の方と話をしながらという話はあっておりました。

そのめどをいつするかということがありますが、私どもとしては、今、鎌田委員から話がありましたように、先ほどの課題のところで報告させていただきましたが、私どもとしても、同じようなそういう不安感ということについてはなかなか今のところ払拭できない状況にいるということは事実だと思います。

○前川収副委員長 関連です。鎌田委員がおっしゃったように、前回の特別委員会の中でも、これは参考までにみたいな議論で、今提案されている分社化の素案の骨子ですね、骨子の素案だったか忘れましたが、それが示されている状況の中でその問題点について整理させていただきました。きょうは、委員長の指示によって文書にまでなっているわけでありまして、この素案の問題点の認識というのは全く我々是一緒だというふうに思っています。

ただ一方で、前回の委員会でも議論があったとおり、認定審査会の期限、今の委員の皆さん方の期限というのが3月でしたかね、に迫っていて、過去の経緯から考えれば、認定審査会の委員の皆さん方が御就任をいただいた条件というんですかね、前提というのは、やっぱり新たな救済策がきちっと履行されるということが前提にあり、その認定審査会の

委員になるという状況になったわけでありまして、我々に今残されている時間というのは非常にもうタイムリミットに近い、認定審査会も含めたトータルで考えていくと、タイムリミットに近い状況になっているんだという認識を持っております。

そういった中で、今回、その与党PTの中でこの分社化についての議論が始まるということ、これはあくまでチッソが患者支援を受け入れると、患者に対する補償を受け入れていくということを前提としながらのその分社化の議論というような形で、そのことが始まっていくことによって、まずは、おっしゃったように、患者補償というものがまず完遂されるという形の入り口ができるのかなというふうに思いました。

今の示されている分社化の内容についての不満というのはいささかも変わりませんし、この不満というのは、当然我々がこのままでいいという認識を持っているわけでは全くなく、それについては、きちっと修正していただけるという形、これは県民の理解の得られる形にしていかなきゃならないというのは我々の委員会の大きな役割だというふうに思っておりますけれども、と言いながらも、さっき言いましたように、チッソが患者補償に応じるというような形をつくっていくためには、もうここまで2年以上かかって議論をしてきてこういう状況のままであり、なおかつ認定審査会の委員の皆さん方の任期が近まってきたという環境から考えていけば、入り口に立つという前提はやっぱりやむを得ないのかなという思いを持っております。

それから、ちょっと部長に聞きたいんですが、この議論がすぐに終わることではないと思うんですね、分社化の話というのは、やっぱりここはきちっと熊本県としての意見を述べる機会、それから成立させるための熊本県の了解というものをきちっととっていかなきゃならない担保というもの、そ

の辺については何かこの今のスキームでは2カ所ぐらいあったと思いますけれども、その辺については、今のスキームそのものがいけるかどうかはまだこれからの話だと思いますが、たたき台ですからね、あくまで。そのたたいていく中で、我々の意見というのがしっかり反映させられるような担保というものはやっぱりつくらなきゃいけないと思いますけれども、その点についてはどうお考えですか。

○村田環境生活部長 鎌田委員の御不安は、私も同様の不安を持っております。副委員長が言われたことについても、同じようなせっぱ詰まった状況に我々としてはあるという認識を持っております。

そういう状況の中で、いわゆる分社化ということのをのっけから、中身もわからない状態で我々として、それはだめだというのはなかなか理論的でないふうに思います。それが、P Tの場面で1つ要綱素案というものが一応示された中で、2回ほどP Tが進行してきたわけですが、少なくとも見る限りにおいては、その要綱素案については、鎌田委員が御指摘のような点も含めて不安が払拭されていないというのが正直なところでありまして、これを先般、簡単に言うと、並行してP Tとしては動いていくという、検討するというのですが、事実上素案というものがあつた中で、それに対して少なくとも何らかのことを地元として物を申し上げていくというのは、これは必要なことではないかなと。

そういう意味で、今回急遽こういう形で委員長招集されたわけですが、特に県議会の声、あるいは県としての声というものをそれなりに伝えていくということは必要なことではないかなと。特に、今から園田先生が、チツツなりあるいは国全体の中で、いろいろ作り上げていこうとされているのは今からだと思います。だから、それはそれでまたいろいろあるのかもしれませんが、今の

要綱素案では、先ほどペーパーの中で少し、前回、小杉先生が紙にまとめろという御指示のもとで整理されたペーパーでありますけれども、そういった問題点が少なくとも要綱素案にはあると。そういうものについて何らかこの段階で声を上げていかないと、そのまま、逆に言うと、転がっていくという懸念もあわせて持っておりますので、そういう声はそれなりにやっぱり伝えていかないといかぬんじゃないかなという認識を持っております。

○大西一史委員 今部長からのお話がありました。

この前の委員会では、私も、非常にこの分社化の議論自体が何か救済策の取引条件のような話になってしまうのは非常に遺憾というふうに思いましたし、不愉快だということも前回の委員会でも申し上げて、そういった議論は余り認められないということもずっとそもそも論として申し上げてきたところなんですけれども、先ほど部長のお話の中で、先日の与党P Tの話の中でも、要は6月に示された公害健康被害云々のその骨子、要は、この分社化のための法律、特別法案の骨子の素案か何か知らぬけれども、この杉浦正健さんが出されたのかどうか分かりませんが、これがこのまま転がっていくことは非常によくないということも部長もおっしゃったし、私もそういうふうに思っています。ここの委員会の皆さんも恐らくそういうふうに思っておられるというふうに思います。

それは、先ほど述べられたように、小杉直先生が前回示されたような懸念の部分というのをきょうまとめて今聞いたところでもあるということですが、ただ、この前の与党P Tとの話の中で、杉浦正健代議士が、この案はもうほぼ自民党の小委員会です承されたんだというふうな発言があつたということですが、それは本当なんですかね。

○村田環境生活部長 いわゆる自民党小委員会と公明党小委員会があって、それが合体して与党PTの作業が今あっているわけですが、自民党小委員会の中で了承されたという御発言がありました。ただ、非公式ながら確認をする中では、正式な了承があったというふうには私どもは伺っておりませんで、いかなる形で了承されたというふうにおっしゃったのかは定かではありません。そういう御発言はございました。

○大西一史委員 要は、そういう与党PTの中でもですね・・・ところが、その公明党の江田先生は、与党PTで同意している案ではないよというようなことも発言されたというようなことでもありますし、非常に温度差がいろいろある中で、ただやっぱりそういう話がどンドンどンドン既成事実のように積み上がっていくことだけは絶対許されない。

ただ、副委員長もさっきおっしゃったように、チッソが救済策に対してきちんと向き合うということが出てくるのが何よりも最重要な点であって、関心事であって、そこにまず入ってもらうという意味で、園田座長が、分社化については、水俣病の補償を原因者として最後まできちんとやるということが判断できれば前向きに検討してもいいよというメッセージをここで出されたがために、チッソの方は救済策の検討にもものってくるというようなことで今動いているということだろうというふうに思います。

ただ、それはそれで結構なんですけど、最初に、冒頭申し上げたように、やっぱりあくまでもその救済策をどうするかということが先決であって、我々の立場としては、分社化云々の議論をここで余り細かいことをごちゃごちゃごちゃごちゃ、もうこれ以上、たたき台のたたきのようなものを、どこにもオーソライズもされていないようなものを余り議論して

も仕方がない。だから懸念はきちんと言わないかぬ。問題点をきちんと指摘せないかぬですけれども、そこははっきりしておきたいということを1つ申し上げたいというふうに思います。

それともう1つ、やはりこの分社化をなぜチッソがこれだけしつこく求めてくるのかと。熊日新聞だったかな、これ、19日の新聞でしょうか、20日の新聞かな。要はチッソの反応ですね、これのこういうことに対するチッソの反応、与党PTの動きに対する反応、事業部門を患者補償や公的債務の返済から切り離し、自由な事業活動を図りたいというのがこのチッソの悲願であると。つまり、もう早くも水俣病からおさらばしたいというのがやっぱり分社化の根底に、会社の中の精神にあるとすれば、やはりそこが問題だと。前から申し上げているとおり、金だけ払えばチッソ責任果たしたと言えるのかというような話をしましたけれども、やはりこの部分がやっぱり引っかかるころなんですよ。

だから、やっぱり原因者負担の原則、PPPがあって、本当に責任を果たすという、もう最後まで果たしていくんだと。それは吉永先生の方からもこの前、いや、チッソだけじゃなくて国も県も責任があるんだよと。それは当然そうだと。しかし、原因者としてのやはり責任の重さをどれだけ自覚しているのかという、そのチッソの自覚のぐあいがこの分社化ということで逃げられるようなことがあっては、私はこれはならぬというふうに思っていますので、その点に対しては強い不満を申し上げておきたいというふうに思います。

一応、この分社化のことで与党PTが今後進んでいくと。要は、チッソとの交渉が、まず救済策が進んでいくということに対しては、一応それに対しては期待を持って、次の園田座長あるいは与党PTとチッソとの交渉の推移を今の現段階ではまずは見守って、その後また必要に応じて委員長には委員会を招

集していただいて、我々県議会としての思いというのも適宜伝えていただきたいというふうに思っています。

○西岡勝成委員長 きょうの委員会も、今、3名の先生方から、分社化についての不信感といいますか、不安材料を指摘されましたけれども、来年に入りますと国会も5日から始まりますし、いろいろこの分社化も含めた議論が転がっていくという段階で、きょうぜひ先生方に委員会開いていただいて、要するに不安についてもう少し深めた議論をしながら与党PTに意見を申し上げるべく、きょうもお集まりいただいているところでございます。

どうか、いろいろ御意見ございましたら。

○氷室雄一郎委員 与党PTの会議の内容、ちょっと一部は漏れ聞くところなんですけれども、分社化につきましては、先ほど大西委員がおっしゃったように、「ある程度安心できるものだ」という、そういうお話があったのかということと、もう一つは、県で今まとめておりますこの懸念事項は、きちっと3点にわたってまとめてございますけれども、これ以外、その与党PTの中で、大いなる不安といいますか、懸念の御意見等が出されたのかどうか、ちょっとその辺をお聞きしたいんですけれども、これ以外の件で。

○谷崎水俣病保健課長 先ほど御説明いたしましたように、課題のところでございます。これは、委員長の方の整理をされた内容を私どもの方でまとめさせていただきましたが、全体としてこのようなものを踏まえて与党PTの中で議論がありました。

とりわけ、公明党の木庭先生、江田先生の方からも、冒頭から分社化の話に対して懸念というのをいろいろ言っていただきました。それから、自民党の先生の方からも懸念とい

うことで出ておりました。

大きな話としては、もうここに出ている限りのところでの不安ということでは、先ほど課題として認識をするための資料で出しましたけれども、そのようなものに基づいた不安が出ておったように記憶しております。

○西岡勝成委員長 私も出席してまいりましたんで、テーブルに上げることはされても、その中身について詳細な議論はその場ではなされておられません。

○氷室雄一郎委員 いや、この3点にわたってまとめてございますもんで、こちら、私たちの意見をきちっとまとめてある。これ以外の件で何か懸念事項として出たのかどうかということを確認したいんですが。

○西岡勝成委員長 余りまだその中身に入った議論までは、詳細についての議論はその場ではなされておられません。

○村田環境生活部長 あえて申し上げますならば、憲法の論議でいくと、これは多分熊本県とチッソしか適用になりませんので、一つの自治体に適用されるのは、憲法95条で住民投票が要ることになっているんです。そういうのにも引っかかるんじゃないかと。だから一般法になっているんですけれども、一般法とはいえ、そういう意味では非常に問題が多いんじゃないかというような御発言もございました。

○大西一史委員 その発言は、自民党の木原稔代議士からそういう発言があったというふうに聞いてますけれども。

○村田環境生活部長 非公開ですから、どこまであれしていいのかわかりませんが、そのようなことであります。

○大西一史委員 憲法95条に抵触するかどうかも含めてですけれども、やっぱりそういう懸念が出されたということは非常にそれはそれでよかったのかなというふうに思いますが、やはり法律的なその技術論みたいな話よりも、我々は、まず、さっきも言いましたように、救済策に際してのことを強く申していくと。

氷室先生も今御心配されていたように、この中身がもっと詰まった話になっていけば、この前の与党PTがですね、あれですけれども、分社化の話も、まだ入り口の入り口の入り口みたいなところだろうというふうに思いますので、その点に対しては全く否定しようとは思いません。ただ、やっぱり救済策にまず行くということ強く求めてもらいたいということです。

それと、済みません、ちょっと関連というか・・関連かな。チッソの経営状況についての報告がありました。これ、分社化も含めてですけれども、いろいろあれなんですけれども、ちょっと私がいろいろ調べてみたんですけれども、チッソはもう子会社が結構既にたくさんあるんですよ。それで、有価証券報告書あたりを見てみると、チッソ単体・・連結で、全部で子会社は、これに書いてある中では43社で、関連会社18社ということなんです。連結対象になっているのが33社ぐらいあるのか、ちょっとざっと見るとそういうことになろうかというふうに思いますが、既にチッソ石油化学というのが一番大きい子会社ですけれども、チッソグループ全体の2,696億円ぐらいの売上高に対して、チッソ石油化学というのは1,338億円、チッソ本体で1,800億円ですから、もうほぼ、何か実態としては分社化されとるんじゃないかというふうな気もしないでもありません。

そういう意味では、この辺の関係会社は結局いろいろたくさん・・関係会社というか、

連結の子会社を含めてこうしたところの経営状況であるとか、財務状況であるとか、それからどういった人的な従業員の出向関係があるのかとか、こういったことには少し目を光らせておかないと、チッソだけの話ということで、チッソグループ全体として責任をとれるかどうかちょっとよくわかりませんけれども、こういう実態があるということは、分社化の議論も、何かそういうことの中に含まれた中で話がされているのかなというような気がします。ですから、この点については、ちょっと執行部の方には少し調べてもらって目を光らせておいていただきたいということです。それを要望しておきます。

それと、やはり今、県の職員も含めて雇用不安があって給料も下げるとか、いろんな議論になっていますけれども、チッソの平均給与は、有価証券報告書に書いてある分ですけれども、チッソのですね。40.77歳で708万9,016円ですね。民間企業が、これは民間給与実態統計調査、国税庁の調査に基づきますけれども、それでいくと437万円、44.1歳ですね。給料はかなり平均よりも高い企業だろうというふうに思うんですけれども、この辺も含めてやはり・・別に給料を取るなということではありません。きちんと普通に収益を上げて、きちんとそれが社員の方々に反映されるというのは、それは悪いことじゃないというふうに思いますが、やはりみんなが努力をしながらやっているような世の中の経済情勢の中で、どうもチッソは、いや、福利厚生がすごくいいと学生から評判がいいみたいなんですね。この会社はつぶれぬというふうなことを学生あたりがうわさをしとるというふうに聞くんですよ。何でつぶれぬかと、それはもうPPPがあるからだというような、そんな話まで出ておるようでありますから・・チッソのことばかりを何かえらいしつこく批判するみたいですがけれども、やはりその根底にあるのは、被害者の救済ということに対する、

向き合うその姿勢という意味では、企業の内部でももっと努力をしていただく必要が、こういう数字を見るとあるのかなというふうに個人的には思っています。

ですから、そういったものも含めて、さっき経営状況のお話がありました。売上高も経常利益も、何か予想ではどんどんどんどん減っていくよというような話がありましたけれども、やはりそういった企業の財務内容とかも含めたその実態というものをやはり正確に把握しておいていただきたいということ。これはもう答弁要りませんで、要望をしておきます。

○西岡勝成委員長 いいですか、今の件は。チッソに対する思いと伺いますか。

○倉重剛委員 今、大西先生の発言に対して執行部の考え方を聞きたいですね。

○村田環境生活部長 この前、アメリカでありました自動車のビッグ3の社長が飛行機で来たとき、ジェット機で飛んできたときに議会で紛糾した場面も今思い出したところですが、実は連結、関連子会社の状況あたりも含めて目を光らせるべしという御意見、そういった御意見がこの議会の中で出たことは非常に大きいものがあるのかなというふうに思います。

ただ、片一方、子会社が、いわゆるチッソ本体の責任を問われるのか、これは今の賠償請求訴訟の中では、子会社はその責任を問えないというふうな判決があったやにもちょっと記憶しておりますので、その観点は少し難しいんですが、ただ、全体の経営状況の中で、私どもがどの程度まで、そういうことまで言えるかどうかもありますけれども、全体的な中で、チッソが連結の中でどういう割合を占めているのか、あるいは利益が、今私たちが承知している限りでは、経常利益110億円と

いう前回の発表の中では、連結でいきますと180億円です。ということは、残りの子会社で70億円の利益を出しますというのがことしの中間決算のときの見込みであります。それがまた、きのう下がるという下方修正の発表がありましたので、そこらあたりをどういうふうにならみながら行くかということですが、今回チッソ支援の見直しを行いました際に、そういうふうな点まで含めてチッソと交渉をすべきというふうな話で、環境省とも実は打ち合わせた背景がございます。

先ほど大西委員からの御指摘の点も含めて、腹に置きながら、今後の交渉の中で環境省ともまた協議しながら、チッソの交渉を行っていく必要があるということは改めてまたここで思い直しているところでございますので、そういうふうなことで今後やらせていただきたいと思えます。

ただ、1つだけ申し上げますと、今回チッソとの交渉をある程度、例えば先ほどの支援スキームの見直しのことが、結果的に2分の1、2分の1、税金控除しながらできるということが形としてできましたけれども、これはお礼を申し上げたいと思うんですが、県議会の意見書という形のもが我々執行部の背景になったのは間違いございません。県議会の不退転の決意が意見書という形になったのを、ある意味で、成果として大きいかどうかは別にしまして、形にできたということは、今回先生方にお礼を申し上げたいと思えます。

そういう意味で、きょうのような御発言が我々の今後の交渉等のあり方の場面で非常に重要になってくるだろうというふうな認識を持っておるということで答えにかえさせていただきます。

○西岡勝成委員長 チッソ本体ばかりじゃなくて、グループとしてちょっと関心を持って対応していきたいと思えます。

そのほかございませんか。

○児玉文雄委員 当初は、チッソに対して、この与党PTの案について受け入れてくれと、これで行くぞという話だったのが、ずっと何回か経過するうちに、初めは分社化というのは余り問題にならなかったんですよ。それが回を重ねるたびにもう何か分社化というのが、きょうあたりの会議の中では、一体となって動き出したような気がするんですが、そこらあたりはどうですか。大西委員が言われたように、あくまでも患者補償とか、そちらの方をさせてもらって、その分社化と県議会の絡みというのはないのか。それ、何かきょうわざわざ招集された意味は、どうも2つが一緒になっているような気がするんですが、これはまた次の会、次の会でこういうのが仕組みれて明らかになってくるようなことがあったら、これはもう議会は回らぬようになってしまうと思うんですよね。そこらあたりをちょっとはっきりさせていただきたいと思います。

○倉重剛委員 関連。今、児玉先生が言ったことは、非常に我々もそう思いますね。正直言って、現在の状況というのは、原因企業の方がいわゆる役割が非常に重くなって、要するに主役になって、被害者が陰に隠れておる、主客転倒みたいな形になっているという印象は免れないと思うわけですね。したがって、それをどういうふうに県議会は患者救済に絞っていくかということが、大前提があるだろうという御発言だと思うんですよ。全く私もそう思いますね。

だから、分社化というのは、それは基本的には、経済を発展させるために、企業繁栄のためには、それは確かに我々予想したことだけれども、主客転倒でもってそれが中心になって話ができ上がっていくというなら、じゃあ患者救済どこに置き去りにされていくかと

いうこと。これは、熊本県としても県議会としても非常に大事にしておかないといけない問題だろうと思いますね。それを含めて答弁してください。

○村田環境生活部長 今、児玉委員、倉重委員おっしゃったとおりでろうと思います。議会も私ども執行部も、基本的に救済策の実現というのが先決だという姿勢は基本的に変っていない。片や、そういう中で、PTという議論の中で、素案ではあるけれども、そういう形のもので議論の俎上に上っている、片方、先ほど前川副委員長の方からありましたように、審査委員会も含めてにっちもさっちもいかない状態がここ2年、3年続いてきておると。そういう中で、PTの中でも何とかしようという中で分社化の議論が確かに出てきている。その分社化の議論が素案という形で出てきているものを、逆に黙って見ていることで進捗させてはいけません。先ほど何人かの委員の先生方がおっしゃったことの観点からも、今そういう意味で何らかのアクションを起こしておかないと、このままずるずるというふうな懸念も大きく片一方であります。

ただ、私どもの姿勢としては、今、児玉委員おっしゃいましたとおりで、救済策の実現に向けた中で今出た不安が払拭されるものでないと、それは認められないという姿勢は変わっていないんだらうと思います。そういう姿勢でこの前も西岡委員長は臨まれましたし、そういう御発言をされております。

そういう意味では、分社化のことが先に出てきて、分社化を前提とした議論だけが進行しているようなことは私どもは避けたいし、現実に素案というような形で出てきたものがあって、それを見る限りにおいては非常に問題が多々あると。それについては、何らかのことを言わない限りは、それが黙ってずるずる行ってしまう。そのずるずるは私たちが認

められない。したがって、したくはないけれども、せんならばそのまま行くということも避けたいというふうな、非常に難しい状況にあるのも御理解をいただければというふうに思っております。

そういう意味では、しかし、きょうの委員会の中でそういう今、児玉委員、倉重委員のような視点に立った上で執行部も物を言っているということは共通認識で持たせていただければというふうに思っております。

○小杉直委員 先般の委員会で、懸念材料等をちょっとわかりやすく文書化してほしいというふうな意見を出して、その結果をここに出してあるわけですが、非常にわかりやすいような形で文書化していただいてありがとうございました。

それで、ここにはいわゆる懸念材料が書いてあるわけですが、その前の分社化に対する姿勢というのは救済策実現が不可欠であるという、大前提であることはもう言うまでもないわけですが、経営を含めて事を進めるに当たっては、メリットとデメリットがあるわけですか。それで、この懸念材料というのは、いわばデメリットということになるわけですが、実は、県選出の国会議員の先生方の一部には、やっぱり分社化も少し検討せんといかぬとじゃなからうかという非公式の意見も耳にしたことがございます。ですから、デメリットが非常に多いわけですが、分社化することについて患者救済にメリットがある部分、そういうのもあるかもしれませんか。だから、そういう角度からも検討して、それを公開の場とするか非公開の場とするかは別として、そういう角度からの検討もする必要はあるんじゃないかなあというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○村田環境生活部長 具体的な形がなかなか見抜けない中で、メリットもなかなか言い

にくいんですが、片方、デメリットという形で文書化ができとるので、あえて申し上げますけれども、今の状態、我々国会にお願いして起債、県債でやっている元本の未償還分だけでも1,300億円、利子を入れると1,500億円の未償還分が向こう何十年にわたっても償還をさせていく、それには足りないもんだから、後追いかけ、後追いかけでまた県債発行して振りかえていると。

場合によっては、こういう金融危機のような背景の状態でもチッソが破綻をする、これはチッソには失礼ですけども、そういう場面も議論上はあり得るわけですね。非常に膠着した状態の中で、ガラスの板の上に乗せながら支援を、税金をつぎ込みながらやっている、その状態を何とかそういう中で打開の道を探るという意味では、例えば今のまま行こうが分社化させようが、それはある意味ではガラスの厚さの問題はあるかもしれませんが、どちらに行った方がいいのかというような意味でメリットの部分があるのかもしれませんが、ただ、そのところが、先ほど御懸念のところが見えない限りで、どうぞこっちのガラスの板に乗ってくださいというのはなかなか難しい話で、一番念頭に浮かぶのは、やはり患者さんあるいは被害者の方々の救済というものが担保されるものでないといかぬのじゃないか。そこのところは崩さないで、今後のチッソのありよう、あるいはチッソの発展ということも、あるいは水俣市の地域の貢献、発展ということも考えながらやっつかないかぬのかなと。そういう意味では、何らかの今の非常に、50年先までに借金返してくださいと、果たしてどうなるか、議論として、踏み倒し前提の話じゃないんですかと言われるくらいのお話ですので、そういう意味では、何とか今解決を一挙に図ろうという意味では、非常に知恵を出している一つのありようではあるのかなというふうには思っております。

○小杉直委員 私がなぜ言ったかという1つが、世界経済の危機の状態になって、きょうの資料3でも、これだけ売上高、あるいは経常利益、当期利益が減になった状況で、来年も予想すると厳しくなる方向になるおそれもあるんですけど、そういう経済環境あるいは経営環境の変化の中で、一番地元の吉永委員あたりがチッソの実態は肌で感じておられると思いますけれども、何でもデメリットとメリットがあるということは事実ですから、患者救済が大前提ですから、これに支障があるということであれば全くメリットないわけですが、そういういろんな環境の変化から分社化を認めるということだけでなく、デメリットと対抗してメリット部分が少しでもあるかどうかは検討してもいいかなというだけのことです。そういうことでございまして、そういうことでよろしくお願ひします。

以上です。

○西岡勝成委員長 ほか、ございませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西岡勝成委員長 それでは、以上質疑を打ち切りたいと思いますが、私の方から意見を申し上げたいと思います。

ただいま各委員からいろいろと御意見が出されましたが、分社化の議論自体を、いろいろ心配たくさんありますけれども、否定しないものといたしましても、分社化の具体的内容が熊本県の不安を払拭するものでなければならぬと考えております。

そこで、現在示されている分社化法案要綱骨子素案に対する当委員会の懸念や問題点について、いよいよ年あけますと与党PTがまた動き始めますので、その議論が始まる前に、私たちの意見を伝える必要があると考えております。

つきましては、意思表示を当委員会の要望書という形で行うかどうか、まず皆さん方に

お諮りをいたしたいと思ひますけれども。

（「やるべき」と呼ぶ者あり）

○西岡勝成委員長 ぜひ議論が始まる前に出したいと思ひます。じゃあ、そのようにしたいと思ひますが、文案について皆様にお諮りをいたしますが、議論のたたき台が必要かと思ひまして、要望書を準備いたしております。

これから配付させていただきます。

（資料配付）

○西岡勝成委員長 それでは、文案を事務局の方から朗読させます。

○事務局

水俣病被害者救済の早期実現に関する要望書

〔案〕

平成16年の最高裁判決以降、救済を求めて声を上げる水俣病被害者の方々が急増し、熊本県では、新たな政治救済の実現を要請してきた。

これを受けて与党水俣病問題プロジェクトチーム（以下「与党PT」という。）が設けられ、平成19年10月には「新たな水俣病被害者の救済策についての基本的考え方」を示されるなど、種々御尽力いただいていることに感謝申し上げる次第である。

しかしながら、原因企業であるチッソ株式会社（以下「チッソ」という。）が「与党PT案は受け入れ難い」との意見を表明し、また、被害者団体も同案の受け入れを表明する団体と受け入れを拒否し裁判を続ける団体に分かれるなど、救済策実現の目途が立っていないことは誠に残念な事態である。

こうした中、平成20年12月18日に開かれた与党PT会合において、「水俣病の補償をチッソが完遂することが判断できれば、分社化を検討してもよい。」との方針が示され、「公害健康被害補償金等の確保に関

する特別措置法案(仮称)要綱骨子素案」(以下「素案」という。)を中心に意見が交わされた。

熊本県議会水俣病対策特別委員会としては、水俣病を発生させた企業がその責任を全うすること、被害者の早期救済を図ること、地域経済・社会の安定と発展を図ること等の課題を解決することが不可欠であり、素案に関する議論が優先されるべきではないと考える。仮に、分社化が議論されるとしても、それは、チッソの経営基盤の維持・強化を第一義とするものでなく、原因者負担の原則に基づく患者補償の完遂と地域経済・社会の安定と発展が明確にされなければならない。

しかしながら、現に素案が示され、2度にわたって与党PTで話題にされた以上、素案が抱える様々な疑問点や問題点について、当委員会の見解を述べることにする。

例えば、新たな事業会社の株式に係る譲渡益が補償金に関する債務の支払及び公的支援に係る借入金債務の返済に満たない場合の措置が不明確であるのみならず、そうした状況下でチッソの補償債務を本県が引き受けることは、合理性を欠いたものと言わざるを得ない。なぜなら、本県は緊急避難措置としてやむを得ずチッソへの公的支援を行ってきた立場であるからである。

また、分社化後、チッソの清算や新たな事業会社の水俣撤退の可能性があることなど、被害者や地域社会の将来に不安を残すことになりかねない大きな問題を孕んでいると考える。

更に、素案のままでは、原因者の責任を熊本県が負うこととなり、昭和58年5月17日の関係閣僚会議申し合わせの際に、当時の梶木環境庁長官が発言された「チッソに万一不測の事態が発生したときにおいても、熊本県財政にいささかの支障をもきたさないよう国側において十分な対応策を講

ずる」とした方針に反するものとなる可能性がある。

今後、新たな救済策の実現を図るに当たっては、これまでの経緯を踏まえ、大局的な議論の下で進められることを望む次第である。

以上の趣旨を踏まえ、下記の点について要望する。

記

- 1 水俣病被害者救済の早期実現を図ること。
- 2 仮に、チッソの分社化を検討するとしても、また、それがいかなる形で進められるとしても、原因者負担の原則に基づく患者補償の完遂と地域経済・社会の安定と発展を図ること。
- 3 現在示されている素案については、主なものだけでも数点の疑問点や問題点がある。少なくとも次のような懸念が確実に払拭されなければ、当委員会としては承服できないので、これらの点の対応を明確に示すこと。
 - (1) 新しい事業会社の株式に係る譲渡益で、補償金に関する債務の支払や公的支援に係る借入金債務の返済に不足が生じた場合の財源措置を明確にすること。
 - (2) 地方公共団体の補償金に関する債務の引受け条項を撤廃すること。
 - (3) 将来に亘って、チッソ及び新しい事業会社が患者補償や地域経済・社会の安定と発展に対して、主たる責任を明確に果たすこと。

○西岡勝成委員長 以上のことでございますけれども、何か御意見がございましたら。

先生方の今のいろいろな御意見を踏まえて大体書かせていただいたつもりでございますけれども、よろございますか。

○倉重剛委員 今後、いろんなまた変化が出てくると思いますけれども、状況の変化が。それによって第2弾という形でまたこういう文書を提出するというようなことも考えながら、第1弾としての、言うなれば要望書ということでされたらどうですか。

○西岡勝成委員長 議会閉会……。

○児玉文雄委員 我々今分社化というのはチッソだけ、先ほどこちょっと大西委員からあったけれども、連結をしなきゃならないというのは株式の50%以上持ったのは連結だろうと思いますが、その連結決算の中に入るのは何社まで、どこまで入るのか、その40何社子会社があるらしいから、どこまで入るのか、それがちょっとわからぬもんですから次の委員会でも出してもらうなら・・わかっていますか。

○西岡勝成委員長 今わかりますか。

○楢木野環境政策課長 決算の対象になっているのは33社と承知しております。

○児玉文雄委員 33社。だから、33社が新しい会社に行くわけでしょう。連結決算ということは、これは結局株式を50%以上持っているわけだから、その会社のいろいろの議決権も持つとるし、いろいろの面で。そうなってくると、チッソだけと33社が一体となるということになると、スケールのもちちょっと違ってくると思うんですよね。その辺はどうですか、課長。

○楢木野環境政策課長 次の委員会までに。

○西岡勝成委員長 今、児玉委員からおっしゃいました。また、倉重委員からおっしゃいました。それぞれ議論されていく中でいろいろ

ろな疑問点等々も出てくることもまたあると思いますけれども、いろいろ先生方もお忙しい中でございますが、委員会を招集されて、その都度意見なり要望活動をしてまいりたいと思います。

それでは、文案につきましては、細部にわたりますには正副委員長に御一任いただくこともあるかと思えます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 では、そのように取り計らいたいと思います。

その他、ほかにありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 特にないようですので、今後も状況によりましては臨時にお集まりいただくこともあると思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして本委員会を閉じさせていただきます。

ありがとうございます。

いいお年をお迎えくださいませ。

午後0時8分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

水俣病対策特別委員会委員長

